平成27年第8回美郷町議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年9月17日(木曜日)午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

澁 谷 俊 二 君 1番 2番 鈴 木 良 勝 君 伊 藤福章 君 4番 中 村 美智男 君 3番 5番 村 田 薫 君 6番 泉 繁 夫 君 7番 深 濹 均 君 武 藤 威君 8番 泉 君 細 井 男 君 9番 美和子 10番 邦 11番 熊谷隆一 君 12番 藤 原 政 春 君 飛 澤 龍右工門 森 元 13番 君 14番 雄君 淑 15番 熊 谷 良 夫 君 16番 杉澤 隆 君 17番 深沢義一 君 18番 髙橋 猛 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 松田知己君 副 長 佐々木 敬 治 君 町 総 務 本間和彦 課 長 高 橋 薫 君 企画財政課長 君 税務 課 長 藤 田信晴 君 住民生活課長 隆 昇 君 小 原 福祉保健課長 高 橋 久 也 君 農政 課 長 深澤 克太郎 君 商工観光交流課長 橋 一 久 君 設 課 長 小 林 宏 和 髙 建 君 会計管理者兼 業委員会 齊 敦 子 君 鈴 木 忠 君 出 納 室 長 務 局 長 教育次長兼 教 育 長 福 田 世 喜 君 髙 橋 正規 君 教育推進課長 教育総務課長 生涯学習課長 髙 橋 潔君 煙山光成君

職務のため出席した者の職氏名

 事務局長池田茂碁
 庶務班長高橋幸子

 主任髙橋広樹

◎開議の宣告

○議長(髙橋 猛君) 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

◎一般質問

〇議長(高橋 猛君) 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

◇村 田 薫 君

○議長(高橋 猛君) 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登 壇願います。

(5番 村田 薫君 登壇)

○5番(村田 薫君) おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、美郷町の地方版総合戦略策定の考えはということです。

内容に入ります。

国は、昨年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、去年11月にはまち・ひと・しごと創生法及び地域再生法の一部を改正する法律を可決しております。同本部では平成26年度補正予算で処置した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業を実施することとし、美郷町には2種類の交付金合わせまして1億円が分配されておると認識しております。

交付金の1つ目である地域消費喚起・生活支援型につきましては、当町では、美郷町プレミアム商品券、美郷に泊まろう宿泊券、多子世帯応援プレミアム商品券の事業を実施しております。 もう一つの地方創生先行型については、今後策定される美郷版総合戦略に盛り込まれることを想 定する事業を先行的に実施するもので、当町では13事業を実施中であると認識しております。

さて、この地方版総合戦略は、人口の推移などを踏まえ、今後5年間の地域活性化方針を年度 内に策定すると地方創生先行型交付金を活用し事業ができるとされておりますが、この内容について質問いたします。現時点におきまして事業予算規模は国、地方合わせて約2,000億円とされておりますが、流動的な面もかなりありまして、答弁は答えられる範囲内でお願いいたします。

1つ目として、美郷版総合戦略の柱立てとなる理念について、どう考えているのか伺います。

2つ目は、現在実施中の地方創生先行型事業では4つの基本目標が設定されており、1つ目の 安定した雇用を創出する事業では新規就農者等支援事業を、また若い世代の結婚・出産・子育て の希望をかなえる事業では高学年児童放課後対策事業を、また時代に合った地域をつくり安心な 暮らしを守るとともに地域と地域を連携する事業では観光資源データアーカイブ化・活用コンテ ンツ作成事業とみさとびと育成プログラム事業を実施しておりますが、これらの事業の進捗状況 と重要業績評価システムであるところのKPIの制定内容について伺います。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

地方創生は、安定した雇用の場や住みよい環境づくり、地方への人の流れを生むことなどから、人口減少に歯どめをかけ、活力ある地域社会を維持することを国と地方が一体となって目指すものです。その根拠法であります、議員もおっしゃいましたがまち・ひと・しごと創生法第10条には、「市町村は、国や都道府県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画、いわゆる市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならない」と規定されております。

そのため、美郷版総合戦略の柱立てについては、まち・ひと・しごと創生総合戦略において国が定めた基本目標、「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」とする4つの目標と機軸を一つにすることで、町の取り組みが効果的・効率的に目標に近づけることを理念に策定しているところです。

次に、個別の事業についてですが、新規就農者等支援事業については、重要業績評価指標KP I を新規就農者2人と定めております。現在大仙市東部新規就農者研修施設において2人が研修

中ですので、今後も順調に推移しますと目標は達成する見込みとなっております。

高学年児童放課後対策事業については、小学校4年生から6年生までの児童を対象とした放課後児童クラブの運営ですが、KPIを利用児童数90人と定めております。現在のところ必要とするご家庭が少なく3地区合わせて37人となっておりますので、現在の達成率は41%強という状況です。

観光資源データアーカイブ化・活用コンテンツ作成事業については、KPIをまち歩きナビの ダウンロード件数500件と定めております。5月上旬に事業検討チームを立ち上げ、現在ナビアプ リ導入に係る業者選定作業中のところで、年内に導入できるように進めているところです。した がって、KPIの達成状況については年度末の把握となります。

最後にみさとびと育成プログラム事業ですが、2つの事業を実施します。1つは、美郷中学生を対象としてイングリッシュキャンプを実施するもので、ことし12月上旬に実施予定です。KPIを英検3級以上の受験者対前年度比23ポイント増と定めておりますので、KPIの達成状況については今年度末の把握となります。もう一つは、各界のスペシャリストを講師にお招きしお話を伺う美郷カレッジですが、前期後期合わせて7回の開催予定です。KPIを受講者数200人と定めておりますが、これまでの前期3回分で191人のご参加をいただいておりますので、後期4回の実施で確実にKPIの数字は達成する見込みとなっております。以上です。

○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり)

これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇深 澤 均 君

○議長(高橋 猛君) 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇 願います。

(7番 深澤 均君 登壇)

〇7番(深澤 均君) おはようございます。

質問に入る前に、通告書の中の本文の字句の訂正をお願いしたいと思います。本文にある「耕作放棄地」の字句を「遊休農地」にかえさせて訂正願いたいと思います。

それでは、1問目の人・農地プランについて質問をいたします。

「農業における高齢化や担い手不足、あるいは遊休農地の増加など人と農地の問題があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。皆さんの地域はいかがでしょうか。地域の皆さんで話し合ってプランをつくり、実行していくことによって人と農地の問題を解決しましょ

う」、これは平成24年度から事業スタートしている人・農地プランのトップにあるメッセージであります。

現状、町内の農業者の多くは70代に移行しつつあり、高齢化が顕著にあらわれている現状であります。さらには農機具の耐用年数も、20年以上下がり続ける米価に買いかえる余力はなく、限界を超えている現状にあります。また、昨年の大幅な米価下落を機会に離農を考える農家、高齢による労働力低下による管理不足や遊休農地などがより拡大しているように思います。

一方、農地の規模拡大を目指す農家はどうかといいますと、農地の分散や労働力の確保に苦労 している状況にあり、今後、地域内での集積や連担化が作業効率の向上や経営の安定につながる 大事な要件になると私は考えます。

これまでの間、美郷町では、町全体で1つの人・農地プランを作成し事業を推進してきている ところであります。そして、その進捗状況について単年度ごとに説明や報告を受けてきたところ でありますが、これまでのトータルとしての状況をお聞きしたいと思います。

- 1として、農地の集積状況。
- 2として、新規就農者数と取り組み作物。
- 3として、今後の課題はどうか。以上のことについてお聞きしたいと思います。

また、平成26年度より農地中間管理機構が創設され、機構を介することでいろいろな支援が受けられるようでありますが、周知されているかというと、必ずしも農家の理解が進んでいないように思います。先ほど申し上げましたが、地域農業において人と農地を現状のまま維持することは大変困難であり、将来誰かにやってもらおう、誰かがやってくれるだろうという希望的観測から脱皮して現実的な取り組みを考える大変大事な時期であると私は思います。このことは、今後の地域農業を考えるだけでなく、地域力の維持、しいてはまちづくりにつながる機会になるものと考えます。

国の農業施策である経営所得安定対策による集落営農設立からもうすぐ10年になろうとしている今、いま一度各集落あるいは地域で人・農地プランについて話し合いを持つべきときで、町はその対策を講ずるべきと思うが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、農業従事者の高齢化や後継者不足などの人と農地の問題を解決するために、今後の地域の中心となる経営体や農地の集積などを決めた人・農地プランを、平成24年12月、地域の出入

り作が多いことなどを考慮し町全域で策定しております。

人・農地プランの見直しに当たっては、はじめに、新たに地域の中心となる経営体や新規就農者が5年後の営農計画を作成し、それぞれの状況に応じて、今後の地域農業について既存の地域の担い手と話し合いを行い、その経営体を地域の中心経営体とすることに合意を得ていただきます。次に、関係機関職員による人・農地プラン検討チームにおいて地域の合意の妥当性とプランの内容確認をするとともに、見直し案の原案作成を行います。その後、町地域農業再生委員協議会メンバーのほか女性農業者を含む委員8名による人・農地プラン検討会において、新たに地域の中心となる経営体及び新規就農者としてふさわしいと判断された場合、人・農地プランの見直しを行っているところです。なお、刻々変化する地域の実情を踏まえ年2回の見直しを行っており、これまで7回の見直しを行っています。

平成27年8月末の人・農地プランによる今後の地域の中心となる経営体は186経営体、集積面積は1,549へクタールで、その面積は町全体の農地の約25%を占めている状況です。平成24年のプラン作成当初と比較しますと経営体数で28経営体、経営面積で306へクタール増加している状況で、確実に農地の集積が進んでいる状況です。離農者の増加による担い手への貸し付け、圃場整備に伴う農業法人の増加などがその要因と考えているところです。

次に新規就農者についてですが、プラン作成以降14名が新規就農し、作物別に、水稲3名、花卉3名、果樹2名、ネギ1名、枝豆2名、酪農1名、キュウリ1名、アスパラガス1名となっております。そのほか、現在研修を受けている方が2名となっております。

また、今後の課題についてですが、地域の中心となる経営体及び当該経営体の経営面積は、先ほど述べましたとおり増加基調にありますので、それは望ましいところですが、その増加基調と、議員申し上げましたが、農業者の高齢化等に伴う離農者等の状況が均衡がとれているかどうかが課題であると認識しているところです。そのため、その均衡を図っていくよう引き続き人・農地プランにおける地域の中心経営体や新規就農者の確保に努めてまいりたいと存じます。具体的には、現在、第2次美郷町総合計画において、担い手の確保育成を重点に新規就農者や担い手農業者の経営強化、法人への育成支援、生産基盤の整備に合わせた経営体の支援を行っているところですが、今後の農業環境の変化を的確に見通し、必要となる施策を適時に展開するよう努めてまいりたいと存じます。

最後に、農地中間管理機構についてのご質問ですが、町では、2月に行われた農業研修会や全 農家に配布した平成27年度の水田農業施策の冊子の中で説明をしているほか、ことし4月2日の 地域農業推進員会議でも農地中間管理機構に関する事業周知を図っております。また、今年度は 地域の要望を受けまして2地区で事業説明会を開催しているところです。このように事業周知に 努めているところですが、改めて農地中間管理機構の設立目的に理解を深めてもらいながら、関連する事業について適切に認識していただくようさらに広報活動等を強化してまいりたいと存じます。

なお、先ほど答弁いたしましたとおり、人・農地プランは地域の出入り作が多いことを考慮して町全域として策定しており、圃場整備に伴う農地の集積事例などを除き、経営体の経営方向や地域の実情等に合わせて、固定的な概念の範囲ではなくて自主的な範囲において各般の話を助長していくことも必要と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。以上です。

- **〇議長(髙橋 猛君)** 再質問ありますか。(「はい、あります」の声あり)深澤 均君。
- ○7番(深澤 均君) まず、新規就農者の作物別のところでありますけれども、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、水稲関連が3名というふうな形であとは園芸作物ぱらぱらとありましたけれども、人・農地プランで必要としているのは、今現在、やっぱり米にかわる土地利用型の作物を目指す新規就農者等があれば、そういう方向性を持った就農者があれば一番ベターだなと思っているわけですけれども、今ちょっと聞いた限りでは集約作物のみ、水稲以外は集約作物以外のところで、そういった点について、町でも画一的な支援策でなくめり張りのある支援策、誘導策といいますか、そういうものを今後検討していく必要があるのではないかなと思います。

それから、町長の答弁の中に、受け手側と離農者との均衡がとれているかというところの答弁がありましたけれども、そこら辺どういう意味合いを指しているのか、もうちょっと具体に説明をお願いできたらなと思いますけれども。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- **〇町長(松田知己君)** ただいまの再質問にお答えいたします。

新規就農者につきましては、米それから集約作物、ともにそれだけやるというわけではございませんので、主に取り組むのがそうした先ほど紹介した作物であるということです。

それから、米にかわる土地利用型作物に誘導することが望ましいかというと、必ずしもそうではないと私は思います。つまり、農業者が自発的に何に取り組みたいのかという意志が自由に発言できる農業生産が望ましいと考えていますので、米を中心に、また転作作物という言い方は妥当ではないかもしれませんが、米以外の土地利用型と組み合わせて、しかし水稲を主にやっていきたいという営農も支援するべきだと私は考えております。

それから、2つ目の均衡の意味ですが、離農者が増えますとその農地が遊休農地化する可能性があります。その遊休農地化する可能性を小さくするためには、受け手農家が出現し、受けれる

面積が合致すると遊休農地化にはならないわけです。その意味で、受け手の農家の受けれる農地 と出したい農家の出したい農地の面積が均衡するという意味でありますので、ご理解いただきた いと思います。

○議長(髙橋 猛君) 再々質問ありますか。(「ありません」の声あり)

それでは、次の質問に入ってもらいます。

〇7番(深澤 均君) 2問目の質問に移ります。

保育・学校の暑さ対策についてお伺いをいたしたいと思います。

ことしの夏は連日の酷暑に見舞われ、おまけに雨が全く降らないということで、私には今まで一番暑く感じられた夏でありました。ことし1年だけの酷暑であってくれればと願っているところでありますが、ここ4年続きの豪雪などからすると、今後もこの暑さが常態化することが懸念されるところであります。近年、温暖化ということで、多くの家庭や事業所でも健康面あるいは仕事の効率面などからエアコンを設置している状況にあります。しかし、小中学校においてはいまだ未設置ということで、子供らの健康面や学習面で集中できているか心配なところであります。

そこで、次のことについてお尋ねをいたします。

- 1として、こども園や小中学校のエアコンの設置状況を伺います。
- 2として、園児や児童生徒に熱中症や暑さによる体調不良などの事例はなかったか。
- 3として、良好な学習環境の整備のためエアコン設置を進めるべきと考えていますが、その考 えはあるのかを伺いたいと思います。
- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

(教育長 福田世喜君 登壇)

〇教育長(福田世喜君) ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のこども園や小中学校のエアコンの設置状況についてでありますが、こども園ではこれまでホール以外の全ての保育室にエアコンを設置する方向で取り組んできており、まだ設置されていないのは千畑なかよし園の5歳児の保育室であります。なお、この千畑なかよし園の5歳児において、昼寝の時間にはエアコンを設置している子育て支援室を利用しております。小学校では全ての小学校で職員室、校長室、保健室、パソコンルーム、図書室に設置しており、一部の小学校では相談室、多目的室、ホール等にも設置している状況であります。また、中学校では職員、校長室、保健室、音楽室、パソコンルーム、視聴覚室等に設置しております。一方、普通教室には小中学校とも設置をしていない状況であります。

2点目の園児や児童生徒に熱中症や体調不良などはなかったかどうかについてでありますが、 ことしの状況につきましてこども園と小中学校に問い合わせをしましたところ、熱中症や暑さに よる体調不良の園児や児童生徒はいなかったということであります。

3点目の良好な学習環境の整備のためのエアコンの設置についてでありますが、ことしのように気温の高い日が多い場合には、暑さ対策にこれまで以上に注意を払って取り組んできたところであります。小中学校で取り組んでいる暑さ対策といたしましては、児童生徒に水筒やタオル、着がえを持参させ、適宜に水分補給や着がえ等の指導を行ってきております。また、少しでも体感温度が下がるように朝から窓をあけたり扇風機を回したりして空気の循環を図るようなことも行っている状況です。なお、中学校においては、気温が30度を超えた場合に半袖と短パンに着がえさせて授業等に取り組ませております。

今後のエアコンの設置についてでありますが、こども園においては、千畑なかよし園の5歳児の保育室に来年度設置をし、全ての保育室に設置となるようにしたいと考えております。一方、小中学校においては、暑さによって体調不良となる児童生徒が出ていない状況や学習に集中できないという状況が多く出されていることなどはありませんので、そのようなことから、当面普通教室へのエアコンの設置は考えず、現在の暑さ対策を継続してまいりたいと思っております。以上であります。

○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり)

これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇熊 谷 隆 一 君

○議長(高橋 猛君) 次に、11番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

(11番 熊谷隆一君 登壇)

○11番(熊谷隆一君) 通告によりまして一般質問をいたします。

町有バスの更新計画がおありになるかという内容でお尋ねいたします。

町は、平成16年11月の新町誕生以来、町民の融和を図りながら、職員定数の見直し、公共施設の再編、学校統合など行政の効率化も進めてまいりました。その結果、今定例会に上程されている平成26年度決算報告にあるように、財政の健全化が進んでいると理解するものであります。

町所有の各種車両につきましては年次計画で更新されているようですが、町のバスについては 合併前のそれぞれの車両を使い続けていることから老朽化が進んでおり、特にことしの夏は暑か ったこともあり、エアコンの故障など運行に苦慮したこともあったと伺っております。

これまで、バスの更新につきましては、スクールバスの充実を優先させてきたということは十分理解しております。ことしの夏休み明けの学校便りでも、野球部の全県大会での全校応援の際も、町のスクールバスが連なって駐車している写真を載せて、学校側から町の教育施策の充実を保護者に説明しながら感謝の言葉も述べられていました。スクールバスと違う私が言う町のバスは、町民の福祉向上と行政サービスのために今後も必要であると思っております。その更新計画について伺います。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の町のバス保有状況は、合併前から引き続き使用している3台と使用目的がスポーツ振興 に限定した1台の計4台で、各種団体の要望等に対応しております。

乗車定員ですが、ラベンダー号は34人乗り、湧ちゃん号と雁の里号は41人乗り、スポーツ振興号、別名宝くじ号とも申しますが28人乗りとなっています。年式と走行距離ですが、ラベンダー号が平成3年登録で運行距離20万3,000キロメートル、湧ちゃん号と雁の里号が平成5年式でそれぞれ19万2,000キロメートル、19万5,000キロメートル、スポーツ振興号が平成16年式で10万8,000キロメートルとなっております。

定期点検は実施しておりますが、経年による故障も発生している状況です。主な故障ですが、 昨年度は湧ちゃん号のバックモニターが故障、今年度は雁の里号のクラッチオイル板、サイドブ レーキ、ラジエーターが故障、そして湧ちゃん号、ラベンダー号、スポーツ振興号の3台ではエ アコンを修繕している状況です。

次に、町バスの利用状況についてですが、平成26年度ではラベンダー号が54回の1,321人のご利用、湧ちゃん号が44回の1,236人のご利用、雁の里号が36回の1,146人のご利用、スポーツ振興号が83回で1,401人のご利用でした。4台合計で217回の5,104人が利用しております。

利用内訳は、各課の行事や研修での関係団体の利用が4台で131回、教育委員会の学校関係行事の利用が4台で73回、スポーツ団体利用はスポーツ振興号のみで13回となっています。また、平成26年度で同一日に4台同時運行した回数は8回で、3台運行した回数は14回でした。ほかに湧ちゃん号と雁の里号は冬期間の11月から翌年3月の4カ月間はスクールバスとして利用している状況です。

以上を踏まえた町営バスの更新計画についてですが、現在のバス保有台数は合併前から引き継

いだもので、美郷町の規模等を踏まえた計画的台数ではないこと、また現在冬期間は2台の運行となっていること、そして更新に1台数千万円必要なことなどを踏まえ、町としましては、さきに述べました利用実態や利用内容の将来的な適否、そして維持管理経費等を総合的に勘案しながら、短期間のレンタルなども視野に入れて検討し、今後、町有バスの更新計画をできるだけ早期に策定してまいりたいと存じます。以上です。

○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり)
これで、11番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長(髙橋 猛君) 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 私は3つの問題について一般質問いたします。

はじめに、子供の医療費無料化拡充について伺います。

政府の新型交付金、地域住民生活等緊急支援のための交付金地方創生先行型を活用して子供の 医療費助成を拡充する自治体が全国に広がっています。県内自治体でも、独自助成で入院・通院 とも中学卒業まで無料という流れになってきていますが、このたび秋田県が人口ビジョンと総合 戦略案の中で、人口減に対応して子育て支援を強化するとして、来年度から医療費助成制度を中 学卒業まで拡大し、第三子出生の場合、第二子から保育料の全額助成を行うことを明らかにしま した。子育て世代の方々から歓迎の声が上がっていますが、当町では、以前の質問に対し地方創 生の取り組みの中で精査すると述べられましたが、どのように検討されているのかお伺いいたし ます。

子供の健やかな成長のために、必要な医療を医療費の心配なしにすぐ受けることができる子供の医療費助成制度の拡充は子育て家庭の強い要望です。少子化対策という点でもど真ん中の施策と言えるのではないかと思っています。ぜひ当町でもこの機会に中学校卒業まで助成を拡充するよう求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もおっしゃいましたが、3月定例会における泉議員からの一般質問に対する答弁で、日本

全体で人口減少への対応や地方創生に取り組まなければならない状況を鑑み、平成27年度に策定 予定の美郷町版まち・ひと・しごと創生総合戦略における多岐にわたる取り組みにおいて、福祉 医療のあり方も検討事項に入れることが必要である旨認識していること、また地方創生の各般の 取り組みを総合的に検討する中で、福祉医療の拡大、充実の良否を精査する考えであることをお 伝えしておりますが、さきの答弁を踏まえ諸環境等の精査を行った結果、現在作業中の美郷版総 合戦略の中に福祉医療制度の拡充を盛り込む方向にすることとし、既に計画策定委員の皆様方に ご提示するとともに、現在、ご協議をいただいているところです。

また、議員もおっしゃいましたが、秋田県においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略案の中で、少子化対策として福祉医療制度を中学生まで拡充する案を策定している由伺っているところです。そのため、今後は県の制度拡充部分の成案化に向けた動向を注視するとともに、美郷町のこれまでの福祉医療制度に対する取り組み思想と経過を踏まえ、県の制度との調整を図りながら、美郷版総合戦略の中で中学生までの制度拡充について実現するようさらに議論を積み重ねてまいります。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。泉 美和子君。
- ○9番(泉 美和子君) 拡充するというご答弁でございましたので歓迎でありますけれども、これからの中身の検討だと思いますが、県の方向では自己負担を残すという、そういう方向の報道などもありました。ぜひ完全無料化という方向で今後検討していただきたいと思いますが、その点を伺います。
- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- ○町長(松田知己君) ただいまの再質問にお答えいたします。

今後さらに議論を積み重ねてまいりますが、議員からのご意見として承りたいと思います。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) それでは、次の質問に入ってもらいます。
- **〇9番(泉 美和子君)** 次に、高齢者や障害者世帯などへの雪おろし費用の助成についてお伺い いたします。

雪国に暮らす者にとって除雪や屋根の雪おろしは必然なことでありますが、近年の豪雪続きではどの世帯にとっても大変な負担になっています。とりわけ高齢者世帯にとっては、体力的な問題、経済的な問題、担い手の問題などで負担が大きいのがこの雪おろしです。これまでの質問に、町としても支援策の必要性を認識しながらも助成対象の線引きなどの課題解決が難しいとしてきましたが、少子高齢化の進行のもと、当町においても高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの

世帯が増えています。 地域での支え合いとともに行政による直接支援が今こそ求められていると 思います。

大仙市が今冬から新たに雪おろしにも費用助成することになりましたが、当町でも高齢者等の 冬の暮らしの安全確保と福祉の向上の立場からぜひ雪おろし費用について助成するよう求めるも のですが、お考えをお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

建物を所有しお住まいになっている限りは、降雪地域においては雪おろしは家屋管理の一環として当然のことながら生じることで、おのずと所有者責任において個別で対応していくことが原則である旨は昨年の質問にもお答えしたところです。しかし、昨冬も含め5年連続の大雪の状況下では、高齢者世帯のみならず、いずれのご家庭におかれましても雪おろしや玄関の雪寄せなど自宅の管理にはご難儀されていることと承知しております。こうした状況を踏まえた議員のご質問と存じますが、美郷町としてもそうした状況への対応について意識を持っているところです。

しかし、先ほど議員がおっしゃいましたが、行政機関としては、以前にも同様趣旨を答弁させてもらっていますが、生活弱者支援のあり方として真に必要性と公平性を把握、認識した支援であることが求められる一方で、その把握には困難性が伴い、例えば単に住民税非課税という線引きでは本当に支援を要する世帯か否か把握が難しいという制度設計における現実的な課題もあるところです。そのため、今後の対応及び支援については十分な検討が必要とかねてより考えておりますが、昨今の異常気象に伴う被害状況や高齢化が確実に進展している現状を鑑みると、具体の支援策をまとめる必要性が高まっている旨も認識しているところです。

そこで、改めて近隣自治体の制度内容及び必要性、公平性の課題への対処策などを把握、調査するとともに、今後の動向等も見定め、美郷町として各般の事業を支える財源である地方交付税の縮減の現実も踏まえながら、支援を要する状況や支援内容などについて調査検討をさらに重ね、来年度からの事業実施を目指してまいるための議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

O議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり)

それでは、次の質問に入ってもらいます。

〇9番(泉 美和子君) 最後の質問です。平和の問題について伺います。

安倍政権は、圧倒的多数の国民の反対の声を無視して安全保障関連法案をきょうあすにも衆院

特別委員会で強行採決しようとしていますが、この法案についての町長の見解をお伺いいたします。

安全保障関連法案について、安倍首相は国民の平和と安全を守る法案だと強調してきましたが、それならなぜ世論調査で国民の8割が説明不足、過半数が反対の意見を述べているのでしょうか。この法案は、これまで政府が憲法9条のもとでは違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、アメリカなどの軍隊によるさまざまな場合での武力行使に自衛隊が地理的限定なく緊密に協力するなど、憲法9条が定めた戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認の体制を根底から覆すものです。日本の国の形をこれまでの戦争できない国から戦争できる国に根本的に変えるものです。

私は、命を生む母親として、女性として、次の世代に戦争のない平和な社会を手渡してやりたいと願っています。憲法違反の法案は直ちに廃案にすべきだと思います。全国各地で「憲法と民主主義を守れ」と法案廃案を求める国民の運動が日に日に広がっています。多くの世論調査でも、今国会での成立反対が6割以上です。それでも多数で押し通すことは、民主主義を踏みにじるまさに暴挙と言わなければなりません。「憲法は国民一人一人の権利で、それを無視するのは国民をないがしろにすること」、これは8月30日のこの安全保障法案廃案に向けた国民大行動に参加したSEALDs、自由と民主主義のための学生緊急行動、この中の大学生がお話をした言葉であります。また、「どこの国とも武力によらず仲良くできるのが希望です。それは理想ではない。まだまだ法案をとめられるし、平和をつくる行動は続く」、これは高校1年生の言葉です。国会を埋めつくした12万人の勢いもすごいものですが、全国21都道府県に学生中心の組織ができたということです。また、若いお母さんたちは「誰の子供も戦争で殺させない」、こう立ち上がっています。国民各層が立ち上がっているうねりを全国民がこのように知った意味は大変大きいものだと思います。

圧倒的多数の憲法学者や弁護士、元内閣法制局長官や元最高裁判所長官まで憲法違反だと指摘 しているこの安全保障関連法案は今すぐ廃案にすべきものと考えるものですが、住民の生命と財 産を守る自治体としての首長、町長の見解を伺うものです。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の法案については、昨日の報道を見ましても賛否両論のある有権者に非常に関心の 高い法案である旨認識しているところです。私も個人としては、今後の防衛のあり方に影響を持 つ法案として高い関心は持っているところです。しかしながら、議員もご存じのとおり、地方自治体の存在及び仕事の根幹にある法律、地方自治法では、その第1条の2に、地方自治体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。そして国については、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う旨明記されているところであり、議員ご質問の法案はまさに防衛に関する法案で、国の役割に該当するところです。

また、地方自治法第1条の2の趣旨を踏まえますと、美郷町議会のただいまの時間は美郷町行政について議論する時間と場であり、国の専権事項に関しまして、しかも現在審議中の法案に対して地方自治体の長が見解を述べることはなじまないものと私は考えております。したがいまして、議員からのご質問に対する答弁を差し控えますことにどうかご理解をお願いいたします。

なお、当該法案の内容等については、国の専権事項ということもあってか国からの説明はありませんし、資料等の提供もないところです。したがって、インターネット等を通じ条文を読むことは可能ですが、そもそも条文解釈を含めて正確な把握に基づく的確な理解をしているとは言い切れませんので、報道を通じた把握と理解だけでは感覚的な見解とのそしりを免れないものと認識しております。

また、個別案件ではなく全体に通ずる認識ですが、国のあり方や制度等が大きく変化あるいは変換する法律制定及び法律改正については、当然のことですが、慎重の上にも慎重を重ね、十二分に議論をしていただくことが国会に求めたいことである旨の見解は地方自治体の長の立場として申し添えたいと思います。以上です。

〇議長(髙橋 猛君) これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇藤 原 政 春 君

○議長(髙橋 猛君) 次に、12番、藤原政春君の一般質問を許可いたします。藤原政春君、登壇願います。

(12番 藤原政春君 登壇)

〇12番(藤原政春君) おはようございます。

通告に従い質問をいたします。

常日ごろより町当局には教育に関して他町よりきめ細かな教育を実施しており、また教育費も 25年度は他町より1人当たり決算額では2万6,556円、充当一般財源では1万5,636円と多く施さ れております。その中で、成績はもちろん、さまざまな人の交流、ふるさと学習など子供たちの 体験活動、すばらしい環境だと思っております。また、通学時の子供たちは「おはようございます」、帰りには「こんにちは」などとすばらしい挨拶をいたします。そして、おじいちゃん、おばあちゃんの話を伺うと、孫がかわいく楽しそうに話をしますが、反面、家の中ではコミュニケーションができていないように思います。

今、私たちは人生80年時代、取り巻く環境は著しく変わってきております。特に情報器具は、最初はポケベル、その後大きな携帯電話、そして小型化された携帯電話、今はスマートフォン、タブレット等があります。幼いころからデジタル機器やインターネットに接してきた世代、今18歳から34歳、それまでの世代に比べ共同帰属意識が強く社会奉仕活動にも積極的と言われていますが、ネット世界に没頭する傾向が強いと言われます。ネット上には若い世代しか入場できない空間で両親や兄弟もとめられないと言われ、親世代、我々、子供たち、孫という4世代が同じ1日24時間を使う場所、方法、楽しみ方の性質が大きく異なり、各世代間に結びつきがない空間があります。世代が同じく生きて共有できなくなってきているのではないでしょうか。

先月、大阪寝屋川市で中学2年生2人が犠牲となる痛ましい事件がありました。全国でいろいろな事件が多発しており、その原因の多くは家庭にあると思われます。会話が少なく潤いのない家庭で育った子供の心の砂漠化が進んでおります。家庭は人間形成を育む場であり、安らぎの場でもあります。大人たちが家庭教育力を高め、潤いのある和やかな家庭をつくることが今何よりも求められているのではないでしょうか。

秋田県では、昭和40年代から毎月第3日曜日は家庭の日がありました。今はあきた家族ふれあいサンサンデーとなっておりますが、いま一つ浸透しておりません。そこで、町でも第3日曜日を家族のコミュニケーション日とうたい、美郷町サンサンデーとしてはいかがでしょうか。町長の見解を求めます。

〇議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、秋田県では、昭和39年6月に県児童福祉審議会の答申を受け、昭和39年11月に都道府県としては全国で初めて家庭の日を制定し、昭和40年1月からこの運動を展開しております。県民の認知度は一定の水準に達していたものと存じますが、先ほど議員のおっしゃいました社会情勢の変化も相まって徐々に認知度等に変化が生じたため、改めて名称を「家庭の日」から「あきた家族ふれあいサンサンデー」に変更し現在に至っているところです。その認知度については、残念ながら議員のご認識のとおりと存じます。

しかし、その趣旨の浸透には町としては努力をしております。具体的には、町が開催している 幼児期家庭教育講座、就学児童健診子育で講座、親力アップ講演会などは子供と親のコミュニケーションの充実を期した取り組みですし、親子の料理教室や手づくり絵本教室、チャレンジ健康 マラソンなど親子で参加する行事も親子の触れ合いを深める機会づくりを意識した取り組みです。また、中学校においては、第1日曜日と第3日曜日には原則として部活動を控え家庭での親子の触れ合いの時間を持てるよう進めているなど、広くあきた家族ふれあいサンサンデーの趣旨にかなう取り組みを推進しているところです。

また、団体活動においても、青少年育成町民会議があきた家族ふれあいサンサンデーの認知度 向上に向けて全戸配布のカレンダーに当該日を明記しているところです。そのため、こうした活動内容及びその実績を全体に行いますと、新たに美郷町サンサンデーを設置して周知し直すよりは、現在のあきた家族ふれあいサンサンデーがより認知されるよう活動を強化するほうが、議員ご質問の趣旨の家庭での会話を促進するためにそれを実現していくことの観点では効果的と存じます。今後、あきた家族ふれあいサンサンデーがより広く深く町民に浸透するよう町広報や町ホームページで周知を強化するほか、各団体にもその趣旨を呼びかけてまいりたいと存じます。

また、町主催の行事においては、できる範囲でですが第3日曜日の開催とならないよう意識してまいりたいと存じますし、町内の各団体におかれましても、できる範囲で第3日曜日の行事開催の是非を意識していただくようお願いしてまいりたいと存じます。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「はい」の声あり)藤原政春君。
- ○12番(藤原政春君) 秋田県は全国でも3世代同居がトップレベルです。やはり親子ももちろん大事ですけれども、またそのおじいちゃん、おばあちゃんとのコミュニケーション、家庭内のコミュニケーションが一番大事ではないかなと思います。やはり今、世界には人口がふえておるというとフランスとノルウェーでしたか、2カ国が伸びております。その方法としては、フランスは家族型、スウェーデンは個人主義的な伸び方です。その中で、フランスは家族ということをうたいながら子供を増やすということなんですけれども、スウェーデンは個人的に産めば、すぐ国で見ていただけるということで幼稚園だったり保育所だったりに入所させるんですけれども、やはりスウェーデンのほうの大きくなってからの犯罪率が20倍も30倍にもなっております。フランスに比べて。そういう観点から、やはりいかに家族で、おじいちゃん、おばあちゃん、3代もおるのは全国的にトップなので、その中できちっと話しする。また、当町の家庭教育事業には、子どもと親の想像カアップ講座、また親子で落語を通じて創造力を深めるということもあります。そのほかに生涯学習によっても結構いろいろあるんですけれども、やはりそこら辺の観点か

ら考えれば、いかに家庭、家族、3世代とかそろっている中で子供を育てる。また、今いろいろな殺人や事件が起こっておりますけれども、その大人の殺人、やはりそれも小さいときの家族の親の愛とかそういうものが足りない一つのあらわれではないかなと思いますので、どうかその辺も考慮しながら今後ともよろしくお願いいたします。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁しますか。(「はい」の声あり) 町長、答弁願います。
- ○町長(松田知己君) ただいまの再質問にお答えいたしますが、3世代同居は非常に重要なテーマであると思っています。そのため、地方創生先行型でも3世代同居を推進するための事業メニューを準備し、地域内、また家庭内において世代間コミュニケーションが図れることを推進しようとしていますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。
- ○議長(髙橋 猛君) それでは、次の質問に入っていただきます。
- **〇12番(藤原政春君)** それでは、通告に従い質問いたします。

町民の所得アップについてご質問いたします。

当町の財政内容は経年で決算額は平成21年度からプラスになり、地方交付税は右肩上がりになってきました。そして、経常収支比率は平成16年度が95.1%、25年は86.2%、将来負担比率は平成19年は142.8%、平成26年ではマイナス7.5%になり、また実質公債比率も18年度は19.5%が平成26年度は8.8%となり、だんだんよくなっております。

しかし、国の政策を見ますと、基準財政需要額の動向は平成15年で21.4兆円をピークに下がり、平成16年から18年の三位一体改革、20年リーマンショックまで下がり続け、地方は臨時財政対策債や有利な起債を借りるなど交付税措置分でしのいできた経緯があります。また、国の借金は1,000兆1,300億円で今後ますます次代の国民の負担が多くなると思われ、また金利上昇という想定外のことも起こり得るかもしれません。そして、美郷町は、26年度の歳入の合計のうち、地方交付税が50.2%に上ります。

そのような中で、当町の基準財政需要額は16年は67億円でしたが、その後59億円台はありましたが、近年は62億前後になっております。しかし、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引くことによって普通交付税が確定しますが、町税の落ち込みにより、基準財政収入額が気になります。その推移を見ますと、22年度前は17億円台もありましたが、近年は15億円と横ばいになっております。今のところ予想以上の地方交付税額の確保で財政内容はよいのですが、これからは地方交付税が漸減になるのは明らかだと思います。

そのときに町のやる気度が試されます。地方創生の6次産業化の課題等もありますが、町では 龍角散と提携し生薬栽培、JAL提携などいろいろ実行してきております。まちづくりの基本理 念は「豊か」「快適」「交流」「活力」ですが、最後の「活力」はこだわりの生産環境、地販地消、 産地外商、起業支援とありますが、これによって町民の所得アップができるのでしょうか。ま た、町民の家計が潤いの結果として税収がふえ、地方税の構成比を上げることができるのでしょ うか。今後、安心して町民が住める町になるために必要です。人口減を抑制しながら、自立ので きる町にするための町長の見解を求めます。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

まずはじめに、町民所得の状況についてお答えいたしますが、ことし6月に県が発表した平成24年度市町村民経済計算の推計結果によりますと、美郷町は町民1人当たりの所得が201万1,000円で、県内25市町村の中で17位に位置しております。前年の平成23年度は192万1,000円で県内17位でしたので、確かに税収は以前に比べて人口減少に伴い減っておりますが、1人当たりの所得額としては微増の傾向にあります。

今後さらに町民所得を向上させていくためには、農業や商工業などの事業者の場合は販売額を増加させるとともに、生産コストを縮減し利益を拡大していくことが必要となります。そのためには、まずは生産・販売額向上に向けた生産・販売量の増加、あるいは生産・販売品の付加価値化、またはサービスの付加価値化等が必要となるほか、生産コストについてはスケールメリットによるコスト縮減をはじめとするあまたの生産・販売コストの縮減等が求められるものと存じます。

しかし、基本的に生産・販売額の増加もコスト縮減も事業者の独自努力の部分もありますので深く踏み込むことは難しいですが、比較して踏み込みやすい生産・販売額の増加に対する支援策については、町としても、その方向を具現化するためこれまで各般の取り組みを展開してきたことは議員もご承知のとおりです。

先ほどご発言がありました生薬栽培は、農業生産における多角化による販売額増加の方向の具体例の一つですし、日本航空との連携は、交流に伴う各般の付加価値化を見出す方向の具体例の一つです。また、そうした生産品について、町内で資本を回すことで生産者、販売者、消費者の三者が全て得することが地販地消の取り組みですし、所得水準が高い県外へ流通及び販売することにより同様趣旨の実現を目指すことが地産外消の取り組みです。また、近年の美郷雪華を活用した多様な特産品開発も生産の多角化並びに付加価値化の両方向を具体化する取り組みの一つとして推進しているところです。

いずれこうした取り組みは、全て議員ご質問趣旨の町民所得を伸ばす、ひいてはこの地での生活を安定させるための取り組みですので、今後とも農業者を含む各事業者が自ら汗を流していく前提で生産・販売額を伸ばしていくことが結果的に町民所得を伸ばす結果になると存じますので、そうした取り組みの機会、きっかけの創出及び支援策等を準備し、町民所得の向上に努めてまいりたいと考えています。

なお、企業などにご勤務する給与所得者の所得向上については、各企業、団体の業績向上が必要ですので、町内にある企業等については引き続き業績向上に向けて行政として適切な支援策等 を講じてまいりたいと考えています。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「質問ではないんですけれども、ちょっと」の声あり)藤原政春君。
- ○12番(藤原政春君) 一概には言われませんが、同じ規模の他町の比較では、当町の1人当たりの25年度の決算額では地方税収入は6万8,837円、11.8%、また同規模の他町では13万4,772円で33.6%です。経常一般財源等では同じ規模の町の52.2%しかなっておりません。この辺も今後いろいろやっていただくとかご考慮をお願いいたします。以上です。
- ○議長(髙橋 猛君) これで、12番、藤原政春君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(髙橋 猛君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時11分)